

「資産等に関する証明書類」は以下一覧のいずれかを提出してください。(コピー可)

	証明書等※ ¹	発行所	判断項目	認定基準額	備考
I ※ ²	給与得者 (給与所得(給料・賃金・役員報酬等), 年金(恩給・老齢年金・遺族年金等), 前年途中・当年に就職した場合等)				
	所得証明書	在住市区町村	収入合計	320万円以上	年金は給与として扱います。
	源泉徴収票	勤務先	支払金額		
	年金振込通知書 又は 年金額改定通知書	日本年金機構等	年金額		
	年収見込証明書	勤務先	年収(見込)		
	確定申告書(控) [税務署の受付印があるもの] ※電子申告を行った場合は, 申告内容確認票に受信通知又は即時通知の写しを併せて添付	税務署	給与 公的年金		
	給与所得者以外(給与所得以外+給与所得の者も含む) (自営業, 兼業農家 等)				
確定申告書(控) [税務署の受付印があるもの] ※電子申告を行った場合は, 申告内容確認票に受信通知又は即時通知の写しを併せて添付	税務署	所得合計	220万円以上		
所得証明書	在住市区町村	所得合計			
II ※ ³	預貯金額				
	預貯金残高証明書等 [残高合計額の分かるもの]	金融機関	残高合計	返還誓約書「借用金額」以上	通帳のコピーは認められません。
	不動産(評価額)等				
	固定資産評価証明書等 [評価額の分かるもの]	在住市区町村	評価額 価格	返還誓約書「借用金額」以上	資産が共有名義の場合は, 持分割合等により該当者名義の資産額が確認できるものでなければなりません。※ ⁴
	登記事項証明書	法務局			
その他(例: 有価証券残高)					
取引残高報告書 等		取得時残高	返還誓約書「借用金額」以上		

※¹ 当人の名義であることが明記されているものでなければなりません。

※² Iに関する各種証明書は取得できる直近のものを添付してください。

※³ IIに関する各種証明書は返還誓約書に印字された日付(奨学金申込日)の3か月前以降に発行されたものを添付してください。

※⁴ (例) 該当者の持分割合が2/3の場合

価格(評価額) : 300万円

持分割合 : 2/3

計算方法 : $300万円 \times (2/3) = 200万円$

該当者の持分価格 : 200万円